

鳥取県告示第 729 号

計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 19 条第 1 項の規定に基づき、特定計量器検定検査規則（平成 5 年通商産業省令第 70 号）第 39 条第 1 項の規定に該当する特定計量器以外の特定計量器の定期検査を実施するので、同法第 21 条第 2 項の規定により、次のとおり告示する。

平成 19 年 8 月 31 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

実施区域	実施期日	実施時間	実施場所
西伯郡 大山町	平成 19 年 10 月 1 日（月）	午後 1 時から 午後 3 時まで	西伯郡大山町下甲 1120 大山町中山農村環境改善センター
”	平成 19 年 10 月 2 日（火）	”	西伯郡大山町御来屋 263－1 大山町名和公民館
”	平成 19 年 10 月 4 日（木）	”	西伯郡大山町末長 269－1 大山町大山公民館
西伯郡 日吉津村	平成 19 年 10 月 5 日（金）	”	西伯郡日吉津村大字日吉津 965－1 日吉津村中央公民館
西伯郡 南部町	平成 19 年 10 月 9 日（火）	午前 10 時から 正午まで	西伯郡南部町天萬 558 あいみ公民館
”	”	午後 1 時から 午後 3 時まで	西伯郡南部町法勝寺 167－2 プラザ西伯
西伯郡 伯耆町	平成 19 年 10 月 11 日（木）	”	西伯郡伯耆町吉長 37－3 伯耆町役場
”	平成 19 年 10 月 12 日（金）	”	西伯郡伯耆町溝口 647 伯耆町役場溝口分庁舎
西伯郡	平成 19 年 10 月 16 日（火）	”	西伯郡大山町御来屋 263－1 大山町名和公民館
”	平成 19 年 10 月 22 日（月）	”	西伯郡伯耆町吉長 37－3 伯耆町役場
”	平成 19 年 11 月 1 日（木）から同月 30 日（金） までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日 に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に 規定する休日を除く。）	午前 9 時から 午後 4 時まで	鳥取市東町一丁目 220 鳥取県生活環境部くらしの安心推進課